

長崎支配をめぐる長崎奉行と老中・勘定奉行との関係

―天明三年御用留の事例に

木村 直樹

はじめに

本稿の目的は、十八世紀後半、長崎で勤務していた長崎奉行が、江戸の関係する諸役職からどのような指示を受けながら長崎奉行としての任務を遂行していたのかを明らかにすることである。

そのために、長崎歴史文化博物館に収蔵されている「天明三年 御用留」を分析の主たる対象として検討を加える。

著者は、すでに先行論文で、十九世紀初頭の文化年間に長崎奉行遠山景晋が江戸へ送付した書状の控えである長崎歴史文化博物館収蔵「御請言上並脇々へ之書状留」を分析して、長崎奉行と江戸の諸役職との関係を検討した¹。その中で、明らかにしたことは次のようであった。

本来長崎奉行は老中配下であり、十七世紀の長崎奉行への指示命令は幕府老中より、老中奉書や老中書付をもって指示を与えていた²。ところが、十九世紀初頭の遠山の時期には、確かに形式的には老中より長崎奉行へ指示が定期的に行われている。一方で詳細な指示や情報の共有については、江戸在府の相役の長崎奉行と、勝手方勘定奉行、長崎の案件を専任で担当していると推定される勘定吟味役の三名の連署からなる書状が出されている。勘定奉行は、本来長崎奉行に対して指示を与える立場にはない。一般的に、上下間の指示系統がない幕府の役職の間では、懸合や挨拶といった形式の書類が取り交わされることになるが、それとは異なって、江戸在府の長崎奉行に勘

定奉行・同吟味役が加わる連署状で指示を与えている。このことから、長崎支配に対して、勘定奉行の影響が相当強く見出されることになる。

また、遠山の記録の場合、長崎にいる在勤長崎奉行と江戸の在府長崎奉行との間でのみ取り交わされる書状は、長崎奉行配下の、長崎の地役人を含む役人の人事案件などがほとんどであり、長崎支配に直結する貿易や長崎市中にかかわる財政については、勘定奉行と共同で支配を行っていた状況に近いと論じた。

そして、在府の長崎奉行の、江戸城内における勤務形態を見ても、他の遠国奉行たちと、城内で行われる儀式などへの参加や遠国への法令伝達のため輪番で城内に詰める以外には、勘定奉行ないしその配下の役人との打ち合わせがほとんどである。また勘定奉行にしても、相手は訴訟にかかわる公事方ではなく財務を担当する勝手方であり、配下の勘定所の役人も勝手方であることも、右の長崎奉行と財政に関わる勘定奉行との関係を裏付ける。

したがって、長崎奉行について考える際に、勘定奉行との関係性の強化はいつごろから生じていたのか、また実際に江戸からはどのような内容の指示があったのかを確認することが必要となる。

そこで、その課題にこたえる一環として、本稿では、天明三年（一七八三）七月分が残されている長崎歴史文化博物館収蔵「御用留」を分析し、一定の見通しをたててみたい³。

一、「御用留」の構造

（一）史料の形態

まず、最初に本稿の主たる対象とする天明三年（一七八三）「御用

留」はどのような性格の史料なのか、その概要を紹介していきたい。

「御用留」は表紙に「天明三年 御用留 文書科」と記されている。もともとこの史料は長崎県立図書館から長崎歴史文化博物館に引き継がれ、また「文書科」の部分は異筆であることから、近代以降長崎県で整理・分類されたものとみられる。また、史料は、表題に天明三年とあるが、実際には七月に江戸から発出した書状群のみ収録しており、さらに内題などで七月分などといった文言がないことを考えると、作成されたあと、しばらくして表紙が附せられたと考えることができる。なお、天明三年七月段階の長崎奉行は、長崎に在勤している奉行が久世広民、江戸に在府している奉行が土屋守直になる。この七月の終わりごろは、土屋が久世と交替するために江戸を出立する時期になる。

さて、その構造であるが、まず、中は内表紙によって、三つの部分に分かれていることがわかる。第一の部分は「七月四日出、同廿五日出、宿次」、第二は「七月十九日出、八月九日出、宿次」、第三は「七月廿二日出、八月十一日出、宿次」となっている。江戸で七月に三回にわたって発出された日付と、長崎で受け取った日付が付されている。おおよそ二十日かけて、幕府の宿次制度を利用して送られた書状群を長崎での受け取り日ごとに分類している。全体として二百丁ほどの史料なので、江戸からの発出一回分ごとに、写本としては六十丁ほどの史料になる。中は、江戸などから送付された書状や、書状の内容に関係した覚書などが含まれている。実際に送付された書状そのものが綴られているのではなく、書き写されている。写された書状の文字は、ほぼ同じ字体で書かれている。また、標準的に考えれば、送られて来た老中連署奉書の本紙などは折紙形式をとっていると思われるのだが、特にそのような形式を反映した

写しにはなっていない。書札礼については特に反映させず、江戸などから送付されてきた書状群の内容だけを書きとどめている⁴⁾。

十九世紀初頭段階では、一月に三回、定期的に江戸から書状が送付されていることを踏まえると、本稿で取り扱う天明年間も同様に一ヶ月に三回、江戸から送付されており、「御用留」もそれを反映しているとみられる。七月分の江戸からの発送日は、四日・十九日・二十二日であることから、定期的と言うには日付に偏りがある。これは、天明三年七月八日に、日本の災害史上著名な浅間山の火噴火が発生しており、江戸にも直接小さな火山岩や火山灰などが降ってくる状況にあつたため⁵⁾、本来ならば七月十日すぎに送るべき書状群が、災害対応などのため江戸で準備できず、七月の二回目は遅れて十九日になったと理解しておきたい。また、一方で二十二日に送られた第三回目は、定例通りに二十二日に出されているとみられる。

(二) 「御用留」に収録された文書

それでは、一回の送付につきどのような書状類が送られていたのか、七月四日に出された書状群を例にして紹介してみたい。なお、二名いる長崎奉行のうち、七月はまだ江戸に一名いる時期であるので、長崎で勤務する久世広民を在勤奉行、江戸にいる奉行土屋を在府奉行とする。

- ① 七月四日付在勤奉行久世広民宛老中連署奉書⁶⁾
- ② 七月四日付在勤奉行久世広民宛老中連署覚
- ③ 七月四日付在勤奉行久世広民宛老中連署【覚】⁷⁾
- ④ 七月四日付在勤奉行久世広民宛老中連署覚
- ⑤ 七月四日付在勤奉行久世広民宛老中連署覚

- ⑥ 七月四日付在勤奉行久世広民宛老中連署覚
- ⑦ 七月四日付在勤奉行久世広民宛老中連署覚
- ⑧ 七月十日付大坂城代戸田忠寛、大坂定番井上正国、大坂町奉行佐野政親・大坂定番稻垣定計連署状
- ⑨ 七月十日付【送付する書状一覽覚】。
- ⑩ 七月四日付勘定奉行松本秀持・在府長崎奉行土屋守直連署状
- ⑪ 七月四日付勘定奉行松本秀持・在府長崎奉行土屋守直連署状
- ⑫ 七月四日付勘定奉行松本秀持・在府長崎奉行土屋守直連署状
- ⑬ 六月七日付秋田藩士森川金兵衛・山懸礼助連署覚
- ⑭ 七月四日付勘定奉行松本秀持・在府長崎奉行土屋守直連署状
- ⑮ 七月四日付在府長崎奉行土屋守直書状
- ⑯ 七月四日付在府長崎奉行土屋守直書状
- ⑰ 六月佐賀藩主鍋島治茂願書（在府長崎奉行土屋の下札を含む）
- ⑱ 七月四日付在府長崎奉行土屋守直書状
- ⑲ 六月二十三日触書
- ⑳ 七月四日付在府長崎奉行土屋守直書状
- ㉑ 六月二十四日付土屋守直宛御金奉行諏訪市郎左衛門以下三名金子請取状
- ㉒ 六月二十四日付土屋守直宛御金奉行諏訪市郎左衛門以下三名金子請取状
- ㉓ 六月二十四日付土屋守直宛御金奉行諏訪市郎左衛門以下三名金子請取状
- ㉔ 六月二十四日付御金奉行谷田又四郎以下三名宛土屋守直上納金送状
- ㉕ 六月二十四日付御金奉行谷田又四郎以下三名宛土屋守直上納金送状

㉖ 六月二十四日付御金奉行谷田又四郎以下三名宛土屋守直上納金送状

㉗ 六月勘定所宛土屋守直達書

㉘ 六月佐渡奉行宛土屋守直達書

㉙ 七月四日付在府長崎奉行土屋守直書状

㉚ 六月土屋守直宛寺社奉行阿部正倫下札

㉛ 七月四日付在府長崎奉行土屋守直書状

㉜ 七月四日付在府長崎奉行土屋守直書状

㉝ 七月四日付在府長崎奉行土屋守直書状

㉞ 土屋守直覚

㉟ 日付・宛先なしの無題【覚】

以上のように、天明三年七月四日付で、合計三十五点の書状ないし覚書や受取状などが少なくとも江戸などから長崎へ送付されていることになる。ここで、まず気づくことは、同一人物たちが差出となつて、同日付で複数の書状などが送られていることである。そこで、同じ差出・宛所を一つのまとまりと考えながら、それぞれの史料の内容と関係を考えてみたい。そのために、⑨の七月十日付の送付書類の覚に注目する。この史料は以下のようなになる。

覚

一、奉書 壹封

一、松本伊豆守

土屋駿河守殿方

貳封

一、御同姓主水殿方

壹封

都合四封

七月十日

七月十日という日付は、⑧の在大坂の幕府役人たちからの書状と一致している。また⑧と⑨が連続して写されていることから考えて、江戸から長崎で送付する書状は大坂で一度中継されており、大坂城代以下が、長崎に最終的に送付する書状などの点数を通知していることになる。このことは、長崎への書状が、幕府の宿次制度の上ののって、他の西国方面への書状などと同じの日に江戸から発し、大坂で分かれていると見ることができ⁹⁾。

一方で、大坂からは合計で「四封」の書状が出されており、三十五点に及ぶ書状などと数が大きく異なる。「封」とあることから、同じ差出からなる分は、一つの「封」にまとめられて、長崎へ送られたとみるべきであろう。すると書状のグループとしては、(i)老中からの分、(ii)勘定奉行松本秀持と在府奉行土屋守直からの分、(iii)同姓主水の分、に分類することができる。(iii)の同姓主水とは、在勤長崎奉行久世広民の養子、久世主水広備をさしているものとみられる。したがって、(iii)は久世の家からの私信的格の強い書状であり、「御用留」には内容が写されていないと説明できる¹⁰⁾。

⑧の七月十日付の大坂城代以下の書状には「御自分江之奉書参候間、差越申候、其外別紙目録之通、可有御受取候」と久世への奉書が大坂へ到着したので、中継すると書かれている。したがって、⑧は書状を江戸から長崎へ送る過程で、大坂での措置を伝える内容となっている。ここでいう「別紙目録」が⑨に相当する。⑨の書状の目録の記載に基づくと、①から⑦までが奉書としての「一封」、⑩から⑮までが勘定奉行・在府長崎奉行の「式封」となる。「式封」は、松本秀持と土屋守直が連署した書状とその関連の覚書などと、土屋

守直のみがかかわって作成された書状とその関係書類とに分類することが、「御用留」の中の写されている順番をみても妥当なようである。

江戸からは、老中が差出の①から⑦、勘定奉行と在府長崎奉行が差出の⑩から⑭、土屋守直差出の⑮から⑳、さらに写しはないが確実に江戸の屋敷からしたためられた書状、の四グループに分けることができる。

私信を除いた、三つのグループの内容を吟味することによって、江戸における、老中・勘定奉行・長崎奉行との関係を見ることが可能になると言える。そこで、以下、各文書群において、どのようなことが指示されていたのかを示し、そのうち、各役職間の関係を考えてみたい。

二、江戸からの書状の内容

(一) 老中からの指示

老中からの指示は①から⑦までの合計七通からなる。その内訳は次のようになる。

①は將軍家治や世子家斉の機嫌がよく無事であるということと、五月に在勤の長崎奉行から出された四通の書状を受領したことを伝える一般的な老中連署奉書で、それ自体に個別具体的な長崎奉行への指示はない。ただし、文末に「此外之事者、以別紙可相達候」と書かれており、別の書状が具体的な長崎奉行への指示であることがわかる。

それでは「別紙」にあたる②から⑦には何が記載されているか確認してみたい。

②は「覚」と表題があり、久留米藩主で病氣療養中の有馬頼隆へ暇が出る予定であること、石見の幕領へ漂流した朝鮮人を送り返すこと、松江藩が預かっている隠岐に漂着した朝鮮人と思われる人々を長崎へ一度送ること、など長崎奉行の任務に関係する案件で、江戸で集約した情報や判断した内容を連絡している。

③は將軍家治の養女種姫が紀州藩世継の徳川治宝と婚約を結んだことの連絡である。

④は、長崎で輸入されてくる砂糖や漢方薬の材料などの「御本丸・西丸御用物」を、長崎から幕府の納戸と賄方に送付したことを了解したことの通知となる。納戸や賄方が調達品の送付先であることから將軍や大奥の日常生活に関する將軍家の「家」(あるいは「奥」向き)の部分に関する調達であり、幕府の行政を担当する役職からの注文ではない¹¹⁾。

⑤は江戸から派遣した勘定と普請役が長崎に到着したとの長崎奉行からの報告を受領したことの通知になる。

⑥は病気のため遅れていた佐土原藩主島津久柄が江戸へ向かったとの長崎からの報告を了解したとの通知である。

⑦は長崎奉行所に設置された目安箱に訴状がなかったとの長崎奉行からの定期報告を了解したとの通知となっている。

②・③は江戸からの新たな情報を伝達しているが、残りの④から⑦は、長崎奉行が、長崎から報告した書状の内容について、一つ一つの案件が、性格上あるいは連絡を受けた日付などが異なるので、別々に書状を作って、その内容を老中が確認したという返答を送っていることが判明する。

全体としては、①が本文となり、②から⑦が附属の文書と位置づけられることになる。内容は、九州の大名の動静に関わることと、

長崎奉行の任務である將軍家の必要とする物資調達や長崎に関わる幕府人事、將軍家の慶弔に関わることと、幅広い。複数の案件を一つにまとめた②以外は、「く由(または旨)、令承知候、以上」という文面の形式をとっており長崎奉行からの連絡事項を要約し、それを承認する形式をとっている。日付や差出・宛所は同じ、かつ老中三名についても同じ順番であり、長崎奉行の久世へは「殿」と付けてある。

もともと十七世紀段階の長崎奉行への老中奉書や覚書は、一回に異なる案件をまとめて書いている形式が中心だったことと比較すると、百年以上たった段階での長崎奉行への指示は、形式的に細分化されていることが確認できる¹²⁾。本「御用留」に対応する長崎から発信した長崎側の控は存在しないが、もともと定期連絡の中で、異なる日付や書状に対応して、一対一の関係で老中から書状が発給されていたと考えることができる。

(二) 大坂での中継

⑧と⑨については、大坂が、幕府の西国方面への様々な書状の中継点となっていることを示している。⑧には冒頭に「従江戸宿次到来、去四日之奉書拝見候処」とあり、またその少しあとの文言は先述のように「御自分江之奉書参候間、差越申候」とある。このことは、大坂城の幕府諸職に宛ても同じ七月四日付で奉書が発給されており、十日に大坂で受け取った書状群の中に、長崎奉行向けの書状が含まれているので、転送するという形式をとっていることがわかる。つまり、江戸と長崎との定期連絡は、直接連絡をするのではなく、大坂を含めた西日本全体への定期連絡体制ができており、そのルートの中で枝分かれする形で長崎への連絡が定期的にされて

いることになる¹³⁾。

なお、書状の形式は、書止文言は「恐惶謹言」で相手に対しての敬称は「様」を付しており、命令を伝達する奉書ではなく、書状の形式が取られている。

(三) 勘定奉行・在府長崎奉行からの書状

次に⑩から⑭までの、勝手方勘定奉行松本秀持・在府長崎奉行土屋守直が連署した書状の内容を検討してみたい。

⑩は、將軍家治や世子家斉の無事を伝え、本文の書止文言は「恐惶謹言」で終わり、相手への敬称は「様」付となっており、その点は先ほどみた大坂城代からの書状と同様の形式をとり、幕府の役人間の一般的な形式をとっていると考えることができる。

一方で、この⑩は、「此外之儀者、以別紙申入之候」とある。老中からの指示と同様に、一通目は、これから実際の指示を与えることを示す役割を果たし、実際の詳細に職務に関わることが「別紙」とされているのである。そこで、以下、「別紙」とされる⑪から⑳について、確認してみたい。

⑪は秋から長崎へ派遣される人事について記している。勘定所からの長崎への派遣については、「支配勘定之儀、伺之通岡本庄蔵被仰渡候付、去ル朔日於御勘定所申渡候」とあり、また同様に普請役として青島俊蔵が派遣されることを、在勤長崎奉行へ伝えている。ここから読み取れることは、勘定奉行と長崎奉行の合意の上、岡本の派遣を決めて、それを老中などへ「伺」として上申が行われて、許可がされたので、岡本本人に申し渡しているという過程である。長崎奉行所へは、当時勘定方の役人や普請役などが定期的かつ常駐するようになってきているが、その人選プロセスの一端を本史料から見る

ことができる。

⑫は秋田藩から、同藩が管理している秋田の銅山について、経営が困難になってきたため、幕府に対して拝借銀の願いが出たことについて、幕府側の対応を説明している。銅山から産出する銅は、長崎貿易にとつても重要な輸出品であり、勘定奉行などに相談があったものと考えられることができる。この件は、幕府全体で評議することでもあるので、そのため秋田藩から書類を提出させている。そして、「書付一冊差進申候間、委細之儀者、右書面二而、御承知被成」とある。すなわち続く⑬がその秋田藩側からの書類となる。重要な書類については、江戸で政治的判断も含めて処理されるが、一方で長崎の奉行へも情報を共有させていることがわかる。

⑬は⑫の付属資料という位置づけが明らかなので、⑭に移る。

⑭は「以別紙申含候」とあり、別紙として別の案件を伝える。自身は「唐船持渡書籍之内、別紙之通、相調申度奉存候」と長崎に將來している漢籍について、幕府として買い上げたい書目を伝えている。ただし、書籍の江戸への送付は急いではいかなかったらしく「御序之節、乍御世話被遣被下様、御頼申候」とある。注文した書籍は本文に記されており「佩文韻府」二十帙二百冊と「淵鑑類函」二十帙二百冊となっている。両方の書籍は、ともに詩文などを作る際の用例集や索引として利用されるものであり、成立は十八世紀初頭のものであり、半世紀以上前の出版なので、新規出版物として早く取り寄せたい書物というよりは、すでに定評のある漢籍を、なんらかの参考書として手に入れたいという性格であるとみられる。

⑭の「御用物」として老中から指示で出ている砂糖などとは異なり、用途が不明であるが、勘定所や在府の長崎奉行などが文章作成などのために利用する可能性があったのかもしれない。

(四) 在府長崎奉行からの書状

⑮以下は、⑳まで長崎奉行同士で送られた書状と関連する書類となる。

⑮は、長崎の周辺の農村部を支配する長崎代官所に関して、彼杵郡と高来郡の村々からの運上などを取りまとめた書類について述べてある。これは、長崎の方でとりまとめた書類を江戸の勘定所で確認ができたので、その確認した書類を、長崎代官高木菊次郎に対して長崎の久世から渡すよう依頼している。ただし、本来都市ではない農村部の管理は、勘定奉行から現地の代官へ指示がするのが一般的であることに對して、この件では、長崎奉行が関わっていることは注目すべきことである。単に、書類の輸送上、長崎奉行の書類に便乗させたので、長崎への返送も同様のルートをとって渡されたと考えるべきか、長崎奉行がこのような運上の連絡などに正規の任務として形式的であれかわるようになっていたのかは、本史料のみからでは不明なので、今後の検討課題としたい。

⑯は、長崎警備に關しての「別紙」の書状である。在府の土屋から在勤の久世へ宛てられている。これは佐賀藩主鍋島治茂から、佐賀藩主の参府時期についての相談であった。本来佐賀藩主は、隔年の警備にあたる年は、オランダ船が出航する九月をまって江戸へ参勤することになっている。しかし、佐賀藩が長崎警備を担当した前年の天明二年（一七八二）の場合、オランダ船が入港しない事態が発生している。前年の事例から、佐賀藩としては、季節風の關係上、入港の見込みがなくなった九月になってから、参府の時期を江戸の幕閣に相談すると、やりとりの往来に時間がかかり、出発が延引してしまうことになる。その場合、出発が年末の「極寒」になり藩主鍋島治茂の持病にも差しさわりができるので、長崎の長崎奉行に相談

したらすぐに参府にでも構わないか、以後に備えて事前に幕府に願ひ出てきた。この願ひ出が⑰に相当する。

この問題についての幕府内での処理を「御役所留」の記載から考えてみたい。幕府には七月二日付で正式に願ひが出ている。七月の月番老中は田沼意次であることから¹⁴、土屋からの⑱によれば次のように土屋に連絡がされたことになる。

(前略) 一昨日(筆者註、七月)二日、田主殿頭殿橋本喜八郎を以御下ヶ被成、存寄可申上旨、被仰渡候付、熟覽之上、松本豆州相談、存寄書下ヶ札相認、今四日主殿頭殿江喜八郎を以、肥前守願書返上仕候、弥同人願之通、被 仰付候ハ、猶又其節可申懸候得共、先此段為御承知得御意候(以下略)

七月二日に佐賀藩からの願書を受け取った月番老中田沼意次が、奥祐筆組頭橋本敬惟を通じて、在府長崎奉行土屋に見解¹⁵「存寄」を述べるよう命じ、土屋は讀んだ上で、勘定奉行松本秀持と相談して、下札にして返事を作成し、鍋島からの願書に張り付けた。それを逆に橋本から田沼へと返した。返答内容は、佐賀藩からの願書の通りにおけば、実際にオランダ船が入港しないことになった時にまた具体的な話になることではあるが、まずはその方向でよいと思うとしている。

もちろん、この時期の一般的な幕府への願書やそれへの対応からすれば、事前に佐賀藩は、少なくとも田沼やその周辺に対して願書の内容について指導や助言を受けて、正式に出しているとは思われるので、最終的な確認作業という可能性はある¹⁶。長崎警備にかかわる大名の動静であり、在府の長崎奉行が、長崎の長崎奉行と相談

もせず、わずか二日で返答を認めていることは、事前に調整があったと見るべきであろう。

しかし、少なくとも、この史料から言えることは、佐賀藩からの願書は、大名からの願書であるから、老中が受け付けることは当然として、重要なものは、幕府内での意見調整が、長崎奉行だけではなく、勘定奉行が相談に乗っていることである。「御用留」に写しとして残っている⑩の土屋から田沼へ返答した下札は、土屋一人の署名で作成しているが、実際にその下札の文面にも「熟覽之上、松本伊豆守江茂遂相談」とあり、内々に個人的に勘定奉行と相談しているのではなく、幕府内部でも、長崎奉行の土屋が、長崎の警備について勘定奉行の松本と相談することが当然のこととしてみなされていたことがわかる。

⑪は、⑫に付属した史料なので、内容紹介は省略する。

⑬は⑭と組み合わせられている。⑬は徳川御三卿の一橋治済息女の庸姫が死去したことに伴う、服忌令を出すとの通知になる。⑭では、土屋から久世へ概要を通知し、⑮は大目付宛に出された鳴物停止や在府大名の江戸城への弔意のための登城指示など関連する一連の触書である。

⑯は、長崎から輸出するために集荷した俵物の代金を、長崎から江戸へ送付したことに關している。在府の土屋が、その代金を幕府の金蔵に納入し、勘定所やこの時の俵物の産地であった佐渡奉行へも連絡を行い、最終的には三通の「納証文」を受領していることを伝えている。久世へは、その証文の写を送付するので、長崎で担当の年番俵物方町年寄へ、渡してほしいという内容であった。

⑰から⑲は、実際に江戸で土屋が受け取った、幕府御金奉行四名からの請取状の写しとなる。三通になっているのは、本来の納入年

度など区分が異なることによる。⑰は「去々年丑年」（天明元年、一七八一）分の「佐州浦々仕入煎海鼠・干鮑」の代金、⑱は「去寅年」（天明二年）分の「佐州浦々仕入干鮑・鱧鱒」の代金、⑲は同じく「去寅年」分の「佐州浦々仕入煎海鼠・干鮑・鱧鱒」代金を、長崎奉行から上納したことを示している。⑳と㉑は煎海鼠の分以外は同じなので、どのようにかき分けて二通の請取状となったのかは、不明である。

⑳から㉒は、逆に、その上納金を収めた際に、土屋から幕府御金奉行へ渡した金額を書き上げた書類となる。したがって、㉑は㉒、㉑は㉒、㉑は㉒にそれぞれ対応している。

㉑から㉒は、長崎から貿易で輸出する俵物の決算にかかわる一連の金銀の收受にかかわる史料であるが、在府長崎奉行と御金奉行との間で交わされ、勘定所が金銀の收受にかかわっているという文意は含まれていない。

ただし、㉑は右の三件の上納と受取について、一通にまとめて、それを勘定所へ、報告した史料と考えられる。冒頭に□にかこつて、「御勘定所」と書かれ、三件の金額を転記している。

同様に、㉑は、佐渡奉行に宛てられていると考えられ、やはり三件の金額が転記されている。

したがって、実際の金銭の移動は、長崎奉行と御金奉行との間で、実施されているが、その実施については、勘定所と佐渡奉行が了解したかたちで行われていると考えることができる。

㉑は「別紙」として久世にあてられている。内容は、長崎の本蓮寺の住職が隠居したため、新任職就任についての連絡である。日付は不明だが、七月以前に幕府寺社奉行阿部正倫に申し出ていたところ、許可がなく時間がすぎた。そこで長崎奉行から催促したところ、

教団内部での承認が遅れて阿部に連絡がきていないことが判明していた。結局六月二十一日になって、阿部から下札③④が在府の土屋に渡された。下札には、浅草の幸龍寺から「未否之儀、不申出候間、申出次第、可及御懸相候」とあり、反対する者が出てきてないので、新任職承認の手続きを進めるようにという指示になる。長崎奉行は、長崎の寺院の僧侶の承認などについて、幕府の寺社奉行への取次としての機能を果たしていることがわかる。

③は、やはり「別紙」になる。在府の長崎奉行が交替のため、長崎へ出発する時期が近づいており、六月二十三日に、その月の月番老中松平康福に「御役所（筆者註、長崎奉行所）江之御暇願書」を提出したことを報告している。

長崎への出発＝暇願については、次の③④で、やはり「別紙」の報告として、連絡が行われている。③によれば、七月一日に將軍に見得をして、「上意」として許可を得ている。ただし、この時は、出立の日付までは正式には決めるわけではなかったようで、同じ③の中で「尤当御地出立日限之儀者、来ル廿二日頃之積、近日申上候心得ニ御座候」と二十二日を予定しているが、別途提出するとしている。

④は、土屋の出立についての「別紙」になる。ここでは「其表江召連候家来共名前書付別紙壹通」を送ると予告するような書状となっている。

実際に土屋が長崎に連れていく土屋の家臣の名簿が④になる。家老日置甚大夫以下用人・給人ら氏名を記した家臣たちと、徒士七名や中間四十五人などの人数のみ記した下級の武家奉公人たちまで、長崎に向かう土屋家の一行の人数が示されている。土屋本人を含めて百三十五名が予定されている。

そして、七月四日に江戸から発出された最後の⑤は、將軍の服忌についての断簡になる。明和八年（一七七二）の田安宗武死去の際の事例について触れているが、具体的な部分が欠落している。文字はそれまでの部分と同一の手によるので、なにがしか別のことを間違って写したと考えるべき。

三、江戸からの書状から見る老中・勘定奉行・長崎奉行

以上のように、本稿では天明三年七月四日に江戸から長崎奉行へ宿次で出された書状群を紹介してきた。ここから、老中・勘定奉行・長崎奉行との間の関係を考えてみたい。

まず、老中からの指示は、他の勘定奉行や長崎奉行からの書状とは内容の重複がないことがわかる。すなわち、主として大名がかかる案件、参勤などにかかわって九州の大名の動静や、九州以外に漂着した異国人は原則長崎に一度送られる関係上、漂流民の案件などを、老中から通知していることがわかる。本来的に、大名は老中に様々な用件を伝え指示を受けるのであるから、老中が大名からの届け出を受け取り、それらが長崎や九州にかかわれば、長崎奉行に連絡していることになり、特に政務処理の過程として不自然ではない。また、十七世紀以来の大名にかかわる案件は老中が判断して、必要な指示や情報を長崎奉行へ与えていることが踏襲されていると言える。

ところが、拙稿二〇一六で明らかにしたように、これから二十年ほどたった十九世紀初頭の長崎奉行への案件は、様相が異なっている。漂流民についても、老中が在勤の長崎奉行へ連絡をしているが、事案が発生しているという概要だけ連絡している。一方で、実際に

細かい事件の顛末については同日付で出される勘定奉行・勘定吟味役・在府長崎奉行の連名の書状の中で書かれている。

今回、検討した天明三年段階では、完全に案件ごとに、書状を作成する主体が異なっており、重複はほぼない。その意味で、老中奉書やそれに付随する老中の覚書や書状が、実際に幕府としての判断なり情報共有を図っていることになる。十九世紀とは異なる様相である。天明三年は、田沼意次が権力を行使し、まさに絶頂期にあると言える。この年から、浅間山の大噴火や天明の飢饉が発生し、いわゆる田沼時代は終焉にむかい、さらに翌年には意次の息子田沼意知が江戸城内で刺殺されるという事件が発生し、やがて天明の江戸城下での大規模な打ちこわしによって田沼政権はほぼ瓦解する。

この後に成立する松平定信の政権は、長崎支配の強化を打ち出すことになり、長崎支配について厳しい立場を取る水野忠通が奉行として送りこまれてくることになる¹⁶。おそらく、松平定信政権下において、長崎支配に関する勘定奉行の直截的なかかりかたができていくことになるかと推定されるが、今後の課題となる。

ただし、まったく勘定奉行が長崎支配について、かかわっていないかと言えば、本史料はそうではないことを示している。つまり、本来は役所として上下関係のない勘定所と長崎奉行所のトップである奉行たちが連名で、在勤の長崎奉行に指示を与えている。そのことは、十七世紀の状況とは一線を画している。長崎奉行と勘定奉行が兼任した十八世紀半ばの状況を経て、明らかに勘定奉行は長崎支配に関与していることは間違いないだろう。

例えば、本史料で紹介した佐賀藩の問題の場合、長崎警備に関する事案であり、勘定奉行がかかわる必要がないと言えるのだが、長崎奉行は処理の過程において、勘定奉行と相談をしている。ただし、

正式な書類においては長崎奉行一人で署名がなされていることも特徴的である。

つまり、この段階では、様々な事案について、長崎奉行は勘定奉行との間では密接に相談するようになっていくが、建前として、老中と勘定奉行がかかわる案件はそれぞれの職に即して峻別されており、文書の作成などにおける差出において明確に区別はされていることになる。

それに対して、十九世紀は、より長崎奉行と勘定奉行の共同による長崎支配が、文書行政の面でも進んでいることになる。

このことを踏まえると、長崎支配においての今後の研究課題は、第一にいつから長崎奉行と勘定奉行連名の書状が作成されるようになったのか、第二に老中との案件のすみ分けがいつから重複するようになったのか、について古文書学的に追求する必要があるだろう。現在長崎歴史文化博物館に残された史料では、「御用留」以外に「御奉書並脇々より之書状留」といったタイトルの史料が安永年間から断片的に存在しており、今後、それら江戸から発出された書状の写しを包括的に分析していくことが重要になってくるであろう¹⁷。

(長崎大学多文化社会学部教授)

注

¹ 木村直樹「江戸幕府の指揮系統と長崎奉行―文化十二年 御請言上並脇々へ之書状留を中心に」(藤田覚編『幕藩制国家の政治構造』吉川弘文館、二〇一六年)。以下、拙稿二〇一六。

² 国立公文書館所蔵内閣文庫一八一—一〇一—三「長崎御役所留」。翻刻は太田勝也編『近世長崎・対外関係資料』（思文閣出版、二〇〇七年）などを参照。

³ 長崎歴史文化博物館収蔵（一四 七一—二）以下、「御用留」。

⁴ 拙稿でとりあげた「御請言上並脇々へ之書状留」の場合、江戸へ送った書状の写しであるが、宛先ごとに筆の太さや草書体や行書体などかき分けて収録しており、書札札として機能させる意図があったとみられる。

⁵ 国史大系本『徳川実紀』（第一〇編、吉川弘文館、一九六六年）七二五—七二六頁、天明三年七月七・八日条。

⁶ なお、本史料に出てくる幕府役人の役職名や、大名の姓名などは、『寛政重修諸家譜』に基づいており、個別には典拠を示さない。

⁷ ②は「覚」と表題が付され、書留文言が「右之趣、令承知候、以上」となっている。③及び⑤は「覚」とはなっていないが、書留文言が「由、令承知候、以上」と同じであることから、筆者の判断で【覚】とした。

⁸ 表題が付されていない書状や覚類は、前掲註同様に、その他の文言などから【覚】など仮の表題を付した。

⁹ 大坂が、一つの幕府の書状類のやりとりにおいて結節点という位置づけと考えるならば、今後、他の西国の代官所や日田郡代への書状などの分析が不可欠であろう。

¹⁰ なお、久世広備は、天明三年段階ではすでに、將軍への拝謁を済ませて久世広民家を継ぐことが予定されていたが、のちに実家に戻っている、実父は天明三年段階で老中であつた久世広明（『寛政重修諸家譜』続群書類従刊行会、第八巻、十八頁）。

¹¹ なお拙稿二〇一六では、このような薬種や反物については、賄方と直接書状のやり取りをして、勘定奉行がそのことを了解しており、老中の関与が文書の上では確認できないと論じた。

¹² 例えば国立公文書館所蔵「長崎御役所留」は、十七世紀半ばから十八世紀初頭までの、長崎奉行への江戸からの指示をまとめた史料であるが、これらの中で、老中奉書は、長崎奉行からの問い合わせに「是者」事」と答え、問答形式を取り込んだ老中からの指示が出ていることが確認される。本論文で取り扱う「御用留」は、それらの案件一つ一つに対して別の書状となっている。

¹³ 逆に言えば、共通する連絡などは、同じ日付の書状などが各地に送られることになるので、この点は、史料学の観点から、江戸幕府と遠隔地との連絡体制という視点で別途検討する必要があるであろう。

¹⁴ 深井雅海他編『江戸幕府諸役人御用番名鑑』（椋風舎、二〇一四年）一三四頁。

¹⁵ 藤田覚『日本近世の歴史四 田沼時代』一 田沼時代の社会と政治の仕組み」（吉川弘文館、二〇一二年）を参照。

¹⁶ 木村直樹『幕藩制国家と東アジア世界』第二章 寛政貿易半減令の再検討」（吉川弘文館、二〇〇九年）参照。

¹⁷ なお、長崎県下の主要な史料を解説した『長崎県の郷土史料』（長崎県立長崎図書館編、一九八八年）では、本稿で分析した「御用留」について長崎奉行所へ提出された願書や伺書などの記録（同書八九頁）としているが、本稿で明らかにしたように、江戸からの指示を中核とし、願書などは参考する資料として付されている。「御用留」という表題の史料については、内容のみならず発給者や受取側につ

いて検討をして、それぞれの「御用留」の性格を分けて考える必要があるであろう。